

指 示

令和5年8月18日

群馬県知事

山本 一太 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
岸田 文雄

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和4年11月25日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 群馬県沼田市、安中市、みどり市、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村及びみなかみ町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 群馬県前橋市（旧富士見村に限る。）、沼田市、渋川市（旧伊香保町に限る。）、藤岡市（旧藤岡市に限る。）、みどり市（旧勢多郡東村に限る。）、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村において産出されたこしあぶら（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 群馬県前橋市（旧富士見村に限る。）、高崎市（旧倉渕村に限る。）、沼田市（旧沼田市及び旧利根村に限る。）、渋川市（旧渋川市に限る。）、吉岡町、中之条町（旧中之条町に限る。）及び川場村において産出されたたらのめ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
5. 貴県において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
6. 貴県において捕獲されたしかの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるしかの肉については、この限りではない。
7. 貴県において捕獲されたやまとどりの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

(案)

指 示

令和4年11月25日

群馬県知事

山本 一太 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
岸田 文雄

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和3年12月13日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 群馬県沼田市、安中市、みどり市、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村及びみなかみ町において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 群馬県前橋市（旧富士見村に限る。）、沼田市、渋川市（旧伊香保町に限る。）、藤岡市（旧藤岡市に限る。）、みどり市（旧勢多郡東村に限る。）、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村において産出されたこしあぶら（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 群馬県前橋市（旧富士見村に限る。）、高崎市（旧倉渕村に限る。）、沼田市（旧沼田市及び旧利根村に限る。）、渋川市（旧渋川市に限る。）、吉岡町、中

之条町（旧中之条町に限る。）及び川場村において産出されたたらのめ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
5. 貴県において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
6. 貴県において捕獲されたしかの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
7. 貴県において捕獲されたやまどりの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。